

一般社団法人日本スキムボード協会の「共催」・「後援」名義申請にあたって

一般社団法人日本スキムボード協会（以下、J.S.A.）に「共催」・「後援」（名義使用）を申請される場合は、下記の事項についてご了解の上、手続きをお願いします。

1

共催・後援申請は、J.S.A.の「共催」・「後援」名義使用を希望される団体が手続きをされるためのものです。申請提出の際は必ず、主催団体や事業内容のわかる参考資料を添付してください。また、有料催事の場合は必ず予算書も提出してください。

※毎年、共催・後援名義の使用許可を受けておられる団体も同様です。

2

「共催」・「後援」名義の使用許可については、J.S.A.として、その都度審査いたします。恒例の事業でも、実施状況などによっては「共催」・「後援」の使用を許可しない場合もあります。あらかじめご了解ください。

3

J.S.A.が「共催」・「後援」名義の使用を許可した場合は、ポスターやチラシ等の印刷物や会場内看板などに、申請された事業の名義を表記することができます。なお、印刷物などの製作は申請の許可後すすめていただき、製作された印刷物は、事業会期前までに郵送くださいますようお願いいたします。表記名は「一般社団法人 日本スキムボード協会」でお願いします。

4

「共催」・「後援」名義の使用を許可した事業については、J.S.A.のホームページや SNS で使用する場合があります。申請書の誤記などによる誤った情報が記載された場合は、すべての責任は「事業の主催・共催・後援の申請書」の申請者（団体）で負っていただき、J.S.A.は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入ください。

5

申請書提出後、また許可書発行後に事業内容に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。また、申請内容と異なる事実が判明した場合や、信義に反する行為があったとJ.S.A.が判断した場合、「共催」・「後援」名義の使用許可を取り消す場合があります。

法令に反する行為や反社会的言動があった場合もすべての責任は「事業の主催・共催・後援の申請書」の申請者（団体）で負っていただき、J.S.A.は一切関知いたしません。

その場合、J.S.A.名の入った印刷物や看板などの告知物は、すべて申請者の実費で破棄および回収していただきます。

6

「一般社団法人 日本スキムボード協会」の「共催」・「後援」名義の使用にあたっては、経費に関する全ての問題、開催中の事故、または不測の事態については、すべての責任は「事業の主催・共催・後援の申請書」の申請者（団体）で負っていただき、J.S.A.は一切関知いたしません。あらかじめご了解の上、申請書をご記入ください。

7

「事業の共催・後援の申請書」の申請者（団体）が、個人情報（参加者名簿、会員名簿など）を取得、利用する場合は、法令を遵守するとともに、故意、過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底し、その利用目的を超えて使用しないでください。万が一漏えいなどの事故が発生した場合、その責任は申請者（団体）がすべて負い、J.S.A.は一切関知しないことを保証し、了解していただきます。なお、別途「個人情報取り扱いに関する覚え書き」をJ.S.A.に提出していただきます。

8

事業終了後、1ヶ月以内に事業報告書を下記の関係書類を同封のうえ、提出してください。

【添付書類】

- ・事業の収支報告書
- ・パンフレット、ちらし、プログラム等の事業の実施内容を明らかにする書類

9

共催・後援名義の使用が許可されたかどうかは、ご面倒ですがお問合せください。現在、「承諾書」は発行していません。通常、審査時間に1～2週間いただいています。

10

お問合せ

一般社団法人日本スキムボード協会

〒259-1116 神奈川県伊勢原市石田 258 番地の 1

TEL : 0463-26-8031 / FAX : 0463-91-7828